

中原区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 職員の心と身体健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間勤務の是正に向けた取組を推進するとともに、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の活用等を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第8条に基づき、中原区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、まちづくり推進部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 推進本部の会議に係る専門的な事項を協議するため、必要に応じて、推進本部に中原区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は総務課長をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が別途指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）中原区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部員

1	区民サービス部長
2	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
3	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
4	道路公園センター所長
5	まちづくり推進部総務課長